

IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2014年5月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



1. 契約上のサービス・マージンの損益計上方法

2013年に公表された公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (以下、「2013年公開草案」)は、契約上のサービス・マージンについて、保険契約に基づき提供されるサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で、保険カバー期間にわたって損益に認識することを提案しています。これは、契約上のサービス・マージンの損益計上方法についての原則を規定する提案です。このような原則主義の規定案に対し、ごく一部の財務諸表作成者や業界団体は支持を表明しましたが、複数の市場関係者(会計基準設定主体、監査人、専門家団体)は、保険契約に基づくサービスの移転パターンの決定が主観的に行われ、契約上のサービス・マージンの損益計上方法にばらつきが出てしまうことについて懸念を示しました。

2014年5月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する再審議を行いました。

- 契約上のサービス・マージンの損益計上方法
- 固定料金のサービス契約についての適用除外規定
- 重要な保険リスクの定義
- ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約の認識

IASBスタッフは、このような懸念に対処するため、保険契約に基づくサービスの内容、測定方法、保有契約数の考慮及びガイダンスの必要性に関する検討に基づき、次の事項を提案しました。

- 2013年公開草案における提案(契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づき提供されるサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で、保険カバー期間にわたって損益に認識する)を確認する。
- 契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、時の経過に基づき提供され、かつ、保有契約数の予想を反映した保険カバーであることを明確化する。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

2. 固定料金のサービス契約についての適用除外規定

2013年公開草案は、一定の要件を満たす固定料金のサービス契約を適用範囲から除外することを提案しています。この提案は、保険契約の定義を満たす固定料金のサービス契約の多くが、現行実務において収益認識に関する会計基準に基づいて処理されているため、そのような契約の会計処理を変更することによって生じるコストを避けることを目的としています。

この提案に関して、保険カバーと固定料金サービスの両方を提供する保険契約を発行している場合、適用除外に該当する固定料金のサービス契約を保険契約とは別に、収益認識に関する基準に従って会計処理する必要が生じると、かえって適用が困難である、というコメントが寄せられました。

IASBスタッフは当該コメントに対処するために、以下を提案しました。

- 企業は保険契約の定義に該当し、かつ以下の要件を満たす固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。
 - 主たる目的がサービスの提供である
 - 企業が設定する契約額が個々の顧客のリスクを反映して決定されるものではない
 - 契約は、顧客に対して現金の支払いではなく、サービスの提供を保障している
 - 契約により移転される保険リスクは、主として契約当事者のサービスの利用頻度の不確実性から生じる

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

3. 重要な保険リスクの定義

2013年公開草案は、現行のIFRS第4号「保険契約」における保険契約の定義を変更していません。しかし、B19項において「商業実態のあるシナリオの中に、発行者が支払う正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回るものがない場合には、契約は保険リスクを移転しない」という規定が提案されています。

この規定案を文字通りに解釈した場合、IFRS第4号のもとで重要な保険リスクを含む契約として広く受け入れられている契約が保険契約に該当しなくなるというコメントが寄せられました。例えば、保険契約者からの支払保険料をファンドに投資する契約で、契約者の死亡時に、(a)投資ファンドの価値、または(b)投資ファンドの価値に支払保険料の総額と同じになるような上乗部分を加えた額の、いずれか大きい金額を受け取る契約は、保険契約に該当しないこととなります。

IASBスタッフは当該コメントに対処するため、以下を提案しました。

- 重要な保険リスクは、発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ生じることを明確化するために、ガイダンスを修正する。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

4. ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約の認識

2013年公開草案は、保険契約に関するすべての規定はポートフォリオの移転または企業結合により取得した保険契約についても適用されることを提案しています。しかし、ポートフォリオの移転または企業結合により引き受けた契約に未経過カバー期間がなかった場合の取り扱いが不明確であるというコメントが寄せられました。

IASBスタッフは当該コメントに対処するため、以下を提案しました。

- ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日発行されたものとして会計処理する。すなわち、契約上のサービス・マージンを認識する。

IASBは、スタッフの提案に同意しました。

5. 今後のスケジュール

IASBは、これまでに、コメントを募集した5つの領域のうち3つの領域の再審議を行いました。また、コメントを募集していないが再審議の対象とすることとした7つの論点のうち4つについて再審議を行いました。今後のボード会議では、以下を審議する予定です。

- 有配当契約の会計処理
- 割引率の変動による影響の表示にOCIを使用すること、及び契約上のサービス・マージンをアンロックすることに関連する論点
- ポートフォリオの定義及び会計単位
- 長期契約で、市場データが観察不可能な場合に使用する割引率
- 再保険契約の非対称な取り扱い
- 移行アプローチ

IASBは、保険契約に関する再審議を2014年中に完了し、2015年前半には最終基準書を公表することを予定しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.